

特定非営利活動法人 キ
リスト教メンタル・ケア・センター
定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人キリスト教メンタル・ケア・センターと称し、略称をシー・エム・シー・シー（英文ではCMCC）とする。

(事 務 所)

第2条 本法人は、事務所を東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目5番3号 コーポ松岡202号室に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、キリスト教の精神に基づく民間のボランティア団体であり、心病む人々（精神障害者）及びその家族を援助すべく、医療、臨床心理、教育、社会福祉等の知識と技術を学びつつ、電話相談、面談その他の方法により、不特定多数の人々を対象とするメンタルケアのボランティア活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表第1号に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行う。

(事業の種類及び事業に関する事項)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 心病む人々及びその家族に対する援助と相談事業
- (2) 本法人の目的に賛同する聖職者、精神科医、弁護士、臨床心理士、カウンセラー、ソーシャルワーカーなどのネットワーク作りに関する事業
- (3) 国内外における目的、趣旨を同じくする諸団体との交流事業
- (4) 学際的研究及び機関誌の発行に関する事業
- (5) 相談員の養成に関する事業
- (6) 音楽会、映画会等チャリティイベントによる普及啓発事業

第2章 会員

(種 別)

第6条 本法人の会員の種別は、正会員のみとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 正会員は、本法人の目的に賛同し、ボランティアとして事業に協力できる個人又は団体であること。

2. 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

3. 理事長は、前項の申し込みがあったとき、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
4. 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は、正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人又は2人
2. 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選 任 等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長がかけたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は、所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任 期 等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は、増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

4. 役員は、辞任又は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第19条 役員は無給とする。

但しその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

(会 長)

第20条 本法人に会長を置くことができる。

2. 会長は、学識経験者又は本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

第4章 会議

(種 別)

第21条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする、

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務
- (6) 会費の額
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3項の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区 分)

第40条 本法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産のみとする。

(管 理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会 計 区 分)

第43条 本法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計のみとする。

(事 業 年 度)

第44条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項

を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合 併)

第51条 本法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本法人の公告は、本法人の事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公示については、本法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第10章 雑則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、本法人の成立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
3. 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
4. 本法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。

5. 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. 本法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年会費6000円とする。

別 表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	熊澤 義宣
副理事長	中村 陸郎
副理事長	菊間 俊彦
理 事	梅澤やよひ
理 事	小尾 達郎
理 事	熊澤喜久子
理 事	櫻庭えい子
理 事	根岸 愛子
理 事	板東 和彦
理 事	平山 正實
理 事	東出 和男
理 事	吹抜 悠子
理 事	藤崎 義宣
理 事	三永 恭平
理 事	百瀬 文晃
監 事	清水 徹
監 事	吉川 裕一

2007年5月26日社員総会の議決をもって、第1章第2条（事務所）を変更した。

2015年5月30日社員総会の議決をもって、第3章第19条（報酬等）を変更した。

2018年5月26日社員総会の議決をもって、第8章第52条（公告の方法）を変更した。

2021年5月29日社員総会の議決をもって、第4章第34条第3項（理事会の召集）

及び第37条第2項（理事会の評決権等）を変更した。

2023年6月3日社員総会の議決をもって、第3章第13条（種類及び定数）及び第16条（任期等）を変更した。

2025年12月13日臨時社員総会の議決をもって、第2条（事務所）を変更した